

横浜市立南小学校PTA規約

昭和41年2月26日施行
平成25年5月23日全部改正
平成26年5月22日一部改正
平成28年2月15日一部改正
令和2年2月20日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は横浜市立南小学校PTAと称し、事務所を横浜市立南小学校（以下「本校」という。）におく。

(会員)

第2条 本会の会員は、本校児童の保護者および教職員とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の理解と協力により、本校教育の充実・発展に寄与するとともに、会員の教養の向上および相互の親睦を図ることを目的とする。

(方針)

第4条 本会は、前条の目的にそって活動するが、学校の人事・運営には干渉しない。また、営利的・政治的・宗教的活動は一切行わない。

(事業)

第5条 本会は、第3条に定める目的達成のため、次の事業を行う。

1. 学校教育の充実に関わること。
2. 会員・児童の福利・厚生に関わること。
3. 会員相互の親睦に関わること。
4. その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 役員等の構成

(構成)

第6条 本会には、次の役員・会計監査をおく。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 2名（保護者）
3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名、副校長）
5. 会計監査 2名（保護者）

(任期)

第7条 役員・会計監査は4月1日に就任し、任期は1年として再任を妨げない。ただし、会長・副会長は同一役職3年、教職員を除く書記・会計・会計監査は同一役職2年を超えて就任することはできない。

第3章 役員等の任務と選出

(任務)

第8条 役員・会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務全般の指揮にあたる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その任務を代行する。
3. 書記は、評議員会・役員会の議事の記録にあたる。
4. 会計は、本会のすべての経理を管理担当し、その結果を総会で報告する。
5. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(選出)

第9条 第6条のうち、保護者が務める役員・会計監査の選出は、次のとおりとする。

1. 次の方法で選出された10名により、10月に指名委員会を構成する。
 - ア 各学年代表1名を選出する。
 - イ 教職員の中から2名選出する。
 - ウ 評議員の中から2名互選する。
2. 次の方法で選出された9名により、10月に選挙管理委員会を構成する。
 - ア 各学年代表1名を選出する。
 - イ 教職員の中から1名選出する。
 - ウ 評議員の中から2名互選する。
3. 指名委員会は役員・会計監査のそれぞれについて定員数の候補者を指名し、2月半ばまでに選挙管理委員会に報告する。
4. 役員への立候補者は、会員10名以上の賛同の署名を添えて、選挙管理委員会が定めた期日までに届け出ることにより、候補者となることができる。他の会員を推薦する場合も同数の署名を必要とする。ただし、2月半ばまでに、被推薦者の立候補承諾書を添えて、選挙管理委員に提出しなければならない。
5. 選挙管理委員会は各役員の定員数以上の候補者を挙げ、その住所・氏名を選挙の期日7日前までに全会員に発表しなければならない。
6. 選挙の管理は選挙管理委員会が行い、選挙のための総会は、その期日の10日前までに全会員に通知しなければならない。
7. 役員・会計監査の選挙において、無記名投票により最多数の得票数をもって当選人とする。

(兼務)

第10条 役員・会計監査の兼務は、これを認めない。

(欠員)

第11条 年度の途中で、保護者が務める役員・会計監査に欠員が生じた場合は、評議員会の協議によって、これを補う。

第4章 機関とその役割

(機関)

第12条 本会には次の機関をおく。

1. 総会
2. 評議員会
3. 常設委員会
4. 特別委員会
5. 役員会

(総会)

第13条 総会は全会員をもって構成する本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。なお、総会は評議員会に協議の上、必要に応じて紙面に代えることができる。

1. 年度始め総会

- (1) 前年度年間事業報告
 - (2) 前年度決算報告の承認
 - (3) 年間事業計画
 - (4) 予算の審議
 - (5) その他重要事項の審議
2. 年度末総会
 - (1) 役員・会計監査の選挙
 - (2) その他重要事項の審議

(総会の運営)

第14条 総会の運営は、次のとおりとする。

1. 総会は、委任状を含めて、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。
2. 議長は、出席会員の中から選出する。
3. 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(臨時総会)

第15条 会長が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に臨時総会を開くことができる。なお、緊急を要する場合は、評議員会をもって臨時総会に代えることができる。ただし、その場合の決定事項は、別途、総会の議決を必要とする。

(評議員会)

第16条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の者で構成する。

1. 本会の役員
2. 常設委員会の正・副委員長
3. 校長

第17条 評議員会は、次の事項を審議する

1. 常設委員会から提起された諸問題の議決
2. 常設委員会の立案した活動計画の議決
3. 総会に提出する報告書・議案の議決
4. 特別委員会の設置に関する議決
5. 役員・会計監査・委員長等に欠員が生じた場合の補充
6. その他、細則の決定など、本会の運営上必要な事項

(常設委員会)

第18条 本会の事業を遂行するため次の委員会を設置し、各委員長は必要に応じて会議を開き、これを運営する。

1. 学校支援委員会
2. 広報委員会
3. 保健厚生委員会
4. 成人教育委員会
5. 校外生活委員会

第19条 各常設委員会には正副委員長をおく。委員長は委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐し、不在の場合は代行する。常設委員会の委員・正副委員長の選出は、細則に定める。

第20条 常設委員会の職務は、次のとおりとする。

1. 学校支援委員会は、ベルマーク収集等の活動を通し、PTA活動の推進にあたる。
2. 広報委員会は、機関紙等を発行し、情報を伝え、家庭と学校との関連を密にする。
3. 保健厚生委員会は、児童の健康福祉の増進に努め、学校の保健活動に協力する。

4. 成人教育委員会は、会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る。
5. 校外生活委員会は、児童の校外生活指導を行い、通学の安全を確保する。

(特別委員会)

第 21 条 評議員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に特別委員会をおくことができる。

(役員会)

第 22 条 第 6 条に定める保護者役員と校長・副校長で構成し、評議員会の議事を事前に整理する。

(会の招集)

第 23 条 総会・評議員会の招集は、原則として会長が行う。

第 5 章 会計

(会費)

第 24 条 会費は、児童一人につき、月額 300 円とする（教職員も含む。）。

(経費の支出)

第 25 条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってこれに充て、総会で承認を受けた予算をもって執行する。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、4 月 1 日から年度始め総会までは、暫定予算を設けることができる。

第 6 章 補則

(規約の変更)

第 27 条 本規約の改廃は、評議員会の審議を経て、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(細則の制定)

第 28 条 本会規約の実施に関する細則は、評議員会の同意を得て、役員会で定める。

(緊急事態対応)

第 29 条 本会の会務の遂行途上で緊急事態の発生したときは、この会の規定に関わらず、本部役員の過半数の同意を得て、会務を遂行することが出来る。ただし、事態が改善された後に臨時総会、紙面総会等で会員に説明する機会を設けなければならない。

横浜市立南小学校PTA規約施行細則

平成 25 年 5 月 23 日 施 行
平成 28 年 10 月 5 日 一 部 改 正
令和 3 年 4 月 1 日 一 部 改 正
令和 6 年 4 月 1 日 一 部 改 正

横浜市立南小学校PTA規約第 28 条に基づき、次のとおり細則を定める。

第 1 文書等の保存

各機関の活動に関する記録は、整理の上、保存するものとする。

1. PTA 規約 (永年保存)
2. 総会議事録 (5 年保存)
3. 会計帳簿 (3 年保存)
4. 広報誌・各委員会製作の冊子等 (10 年保存)
5. PTA だより (3 年保存)
6. 各委員会活動記録 (3 年保存)

第 2 規約運営にあたって

1. 第 9 条第 1 項に定める指名委員会および同条第 2 項に定める選挙管理委員会の設置は、評議員会が発議する。
2. 指名委員会の活動は、選挙のための総会をもって終了する。
3. 第 19 条に関して、各委員会の構成は次のようにする。
ア 常設委員会の委員は各学年より 8 名ずつ選出する。ただし、校外生活委員の選出は、他の委員会の委員選出に優先し、各地区の世話人と協議の上、各地区若干名の委員を選出する。
イ 常設委員会の正副委員長は、委員の中から正 1 名、副 1 名以上を互選し、会長が委嘱する。
なお、これらの選出は、できる限り早い時期に行う。
4. 第 20 条第 4 項に関して、成人教育委員会は PTA サークルの窓口になる。ただし、サークル新設・廃止に関しては、成人教育委員会が提案し、評議員会の承認を得なければならない。
※ PTA サークルの会員は、本校 PTA 会員または元 PTA 会員で構成され、主として本校の敷地内で活動するものとする。
5. 第 25 条に関して、評議員会は、年度中間に各委員会等の予算執行状況を確認し、それに基づき、必要に応じて補正措置をとる。
6. 学校支援委員は、学年行事等の企画運営にあたって、学年選出の他の委員の協力を求めることができる。

第 3 弔意規定

1. 本校 PTA は、本規定に基づき弔意を表す。ただし、評議員会の発議により、必要に応じて本規程とは別に、その意を表すことができる。
2. 弔意の規定区分は、次の表による。ただし、大規模自然災害など緊急事態時はこの限りではない。

事由	死亡		疾病等 (30 日以上)	災害に伴う居住家屋の滅失損傷 (火事見舞い等)
児童	¥20,000	供花	¥5,000	全壊・全焼: ¥10,000 その他: ¥3,000
保護者	¥10,000	供花		
教職員	¥10,000	供花	¥3,000	